

議案第186号 参考資料

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正理由

平成23年4月の環境影響評価法改正に伴い、同法において、事業実施段階前の手続の新設、インターネットの利用による環境影響評価に係る図書の公表の義務化などが規定され、また、本市においては、現行条例の制定から10年以上が経過し、これまでの運用の課題など、環境影響評価制度を取り巻く情勢が変化してきている。このため、本市のこれまでの実績を踏まえ、実効的でより一層の環境配慮を促すため、既存の環境配慮計画書制度を拡充し、計画段階での新たな環境配慮手続を設けるとともに、効果的でより開かれた制度となるよう、インターネットの利用による環境影響評価に係る図書の公表、説明会の開催を義務化する等のため改正するもの

2 主な改正内容

(1) 計画段階における環境配慮計画書に関する手続の拡充

本市において既に制度化している環境配慮計画書制度について、新たに説明会の開催、環境配慮審査書の作成に当たっての審議会への諮問等の手続を導入する。また、手続実施の対象者について、これまで第1種行為を行う本市だけとしていたものを、第1種行為を実施しようとする者のうち、国、他の地方自治体及び規則で定める者並びに規則で定める事業を行う者にまでその範囲を拡大する。併せて、これらの者以外の者であっても、第1種行為を実施しようとする者であれば、自主的に環境配慮計画書に関する手続を行うことができるとするもの

(2) インターネットの利用による環境影響評価に係る書類の公表

これまで運用で実施してきたインターネットの利用による環境影響評価に係る書類の公表について条例に明記するとともに、当該公表に係る環境影響評価に係る書類の電磁的記録について事業者に対し提出を義務付けるもの

(3) 環境影響評価に係る説明会の開催の義務化

条例準備書、法対象条例方法書及び法対象条例準備書の周知方法として、説明会の開催を義務付けるもの

(4) 公聴会開催手続の簡略化

これまで住民が公聴会において意見を述べるためには、初めに公聴会開催の申出を行い、その後公述の申出を行うという2回の手続を必要としていたが、公聴会で意見を述べたい旨の申出のみをもって意見を述べるような手続の見直しを行うもの

(5) 対象事業の追加

現在、環境影響評価の対象事業としていない鉄道の高架化や地下化等について、今後、事業実施の可能性があります、かつ、相応の環境影響があると考えられることから、対象事業に追加するもの

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市環境影響評価に関する条例 平成11年12月24日条例第48号</p> <p>改正 平成23年12月16日条例第36号 川崎市環境影響評価に関する条例</p> <p>目次 (略) 第1節 計画段階における環境配慮計画書に関する<u>手続</u>（第8条～第8条の10） (略) (地域環境管理計画)</p> <p>第6条 市長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本的な指針として、地域環境管理計画（以下「管理計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像 (2) <u>計画段階における配慮を要する環境要素の項目</u> (3) <u>環境影響評価に係る項目</u>（以下「環境影響評価項目」という。）及び当該項目ごとに示す<u>地域別環境保全水準</u> (4) <u>その他望ましい地域環境像の実現のための環境影響評価等</u>に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、管理計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、管理計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p>	<p>○川崎市環境影響評価に関する条例 平成11年12月24日条例第48号</p> <p>改正 平成23年12月16日条例第36号 川崎市環境影響評価に関する条例</p> <p>目次 (略) 第1節 計画段階における環境配慮計画書の<u>作成等</u>（第8条） (略) (地域環境管理計画)</p> <p>第6条 市長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本的な指針として、地域環境管理計画（以下「管理計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像 (2) <u>環境影響評価に係る項目</u>（以下「環境影響評価項目」という。）及び当該項目ごとに示す<u>地区別環境保全水準</u> (3) <u>その他望ましい地域環境像の実現のための環境影響評価等</u>に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、管理計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、管理計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(環境影響評価等技術指針)</p> <p>第7条 市長は、環境影響評価、事後調査等の適切な実施に資するため、次の事項について環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>計画段階における配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果に関する事項</u></p> <p>(2) <u>環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価に関する事項</u></p> <p>(3) <u>環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）に関する事項</u></p> <p>(4) <u>事後調査に関する事項</u></p> <p>(5) <u>その他環境影響評価、事後調査等の実施に関し必要な事項</u></p> <p>2 市長は、技術指針について、科学的な知見等により常に適切な判断を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。</p> <p>3 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>(環境配慮計画書の作成等)</p>	<p>(環境影響評価等技術指針)</p> <p>第7条 市長は、環境影響評価、事後調査等の適切な実施に資するため、次の事項について環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価に関する事項</p> <p>(2) 環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）に関する事項</p> <p>(3) 事後調査に関する事項</p> <p>(4) その他環境影響評価及び事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>2 市長は、技術指針について、科学的な知見等により常に適切な判断を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。</p> <p>3 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>(計画段階における環境配慮計画書の作成等)</p>
<p>第8条 <u>第1種行為を実施しようとする者又は法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者（法第3条の10に規定する手続を行った者を除く。）のうち、市、国、他の地方公共団体及び規則で定める者並びにこれらの者以外の者で規則で定める事業を行おうとするもの（以下「環境配慮計画策定者」という。）は、技術指針で定める時期までに、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項について記載した書類（以下「環境配慮計画書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第8条 市が行おうとする第1種行為のうち、環境に特に配慮する必要があるものとして規則で定める事業については、技術指針で定める時期までに、事業計画の概要、管理計画及び技術指針を基本とした環境保全の考え方等を記載した書類（以下「環境配慮計画書」という。）を作成し、これを縦覧に供し、環境の保全の見地からの市民の意見を求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>事業計画の名称及び種類</u></p> <p>(3) <u>1又は2以上の事業の実施が想定される区域</u></p> <p>(4) <u>事業計画の目的及び内容</u></p> <p>(5) <u>1又は2以上の事業の実施が想定される区域及びその周辺地域の環境の特性</u></p> <p>(6) <u>配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの</u></p> <p>(7) <u>その他規則で定める事項</u> (環境配慮計画書の公告及び縦覧等)</p>	<p>2 前項の環境配慮計画書その他手続の実施について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第8条の2 <u>市長は、環境配慮計画書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該環境配慮計画書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画書をインターネットの利用により公表するものとする。</u> (環境配慮計画書の説明会の開催等)</p>	
<p>第8条の3 <u>環境配慮計画策定者は、前条の縦覧期間内に、環境配慮計画書の周知を図る必要があると認められる地域（以下「環境配慮計画書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催により、環境配慮計画書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該環境配慮計画策定者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。</u></p>	
<p>2 <u>環境配慮計画策定者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。</u> (環境配慮計画書についての意見書の提出等)</p>	
<p>第8条の4 <u>環境配慮計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の2の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを環境配慮計画策定者に送付するものとする。</p>	
<p>(環境配慮計画見解書の提出等)</p>	
<p>第8条の5 環境配慮計画策定者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、同条第1項の意見の概要及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解を記載した書類（以下「環境配慮計画見解書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	
<p>2 市長は、環境配慮計画見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して15日間、当該環境配慮計画見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画見解書をインターネットの利用により公表するものとする。</p>	
<p>(環境配慮計画審査書の作成等)</p>	
<p>第8条の6 市長は、環境配慮計画書について環境の保全の見地から審査し、環境配慮計画審査書を作成するものとする。</p>	
<p>2 市長は、環境配慮計画審査書を作成しようとするときは、第8条の4第1項の意見書及び前条第1項の環境配慮計画見解書について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、環境配慮計画書その他の規則で定めるものを提出するものとする。</p>	
<p>4 市長は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間内に、環境配慮計画審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第8条の4第1項の意見書の提出がなかった場合においては、第8条の2の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	
<p>(環境配慮計画審査書の公告等)</p>	
<p>第8条の7 市長は、環境配慮計画審査書を作成したときは、当該環境配慮計画審査書を環境配慮計画策定者に送付するとともに、これを公告するものとする。</p>	

改正後	改正前
<p>2 環境配慮計画策定者は、前項の規定により送付を受けた環境配慮計画審査書を尊重し、<u>第10条に規定する条例方法書若しくは第18条第1項に規定する条例準備書又は第48条に規定する法対象条例方法書を作成しなければならない。</u></p> <p>(事業計画の廃止の届出等)</p>	
<p>第8条の8 環境配慮計画策定者は、環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、<u>当該環境配慮計画書に係る事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	
<p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。</p> <p>(環境配慮計画策定者の変更の届出)</p>	
<p>第8条の9 環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、<u>相続、合併その他の理由により環境配慮計画策定者に変更があったときは、変更後の環境配慮計画策定者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	
<p>2 前項の規定による届出があったときは、<u>変更前の環境配慮計画策定者が行った手続等は変更後の環境配慮計画策定者が行ったものと、変更前の環境配慮計画策定者について行われた手続等は変更後の環境配慮計画策定者について行われたものとみなす。</u></p> <p>(自主的な環境配慮計画書に関する手続)</p>	
<p>第8条の10 第1種行為を実施しようとする者(環境配慮計画策定者を除く。)は、<u>当該第1種行為の実施に際し、あらかじめ、環境配慮計画書に関する手続を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。</u></p>	
<p>2 第8条から前条までの規定は、<u>前項の規定による環境配慮計画書に関する手続に準用する。</u></p> <p>(略)</p>	

改正後	改正前
<p>(条例方法書の作成等)</p> <p>第10条 第1種行為を実施する者(以下「第1種行為者」という。)は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項(環境配慮計画策定者(第8条の10第1項の規定による申出に係る環境配慮計画書に関する手続を行った者を含む。以下この条及び第18条第1項第1号において同じ。))以外の者にあつては、第5号及び第6号を除く。)について記載した条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)及びその電磁的記録を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称及び種類</p> <p>(3) 指定開発行為を実施する区域</p> <p>(4) 指定開発行為の目的及び内容</p> <p>(5) 第8条第6号に掲げる事項</p> <p>(6) 環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解</p> <p>(7) 指定開発行為を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性</p> <p>(8) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法</p> <p>(9) その他規則で定める事項</p> <p>(条例方法書の公告及び縦覧等)</p> <p>第11条 市長は、条例方法書の提出があつたときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例方法書をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(条例方法審査書の作成等)</p> <p>第14条 市長は、条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該条</p>	<p>(条例方法書の作成等)</p> <p>第10条 第1種行為を実施する者(以下「第1種行為者」という。)は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項について記載した条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称及び種類</p> <p>(3) 指定開発行為を実施する区域</p> <p>(4) 指定開発行為の目的及び内容</p> <p>(5) 指定開発行為を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性</p> <p>(6) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>(条例方法書の公告及び縦覧)</p> <p>第11条 市長は、条例方法書の提出があつたときは、その旨その他規則で定める事項を公告するとともに、当該条例方法書の写しを当該公告の日から起算して45日間縦覧に供するものとする。</p> <p>(条例方法審査書の作成等)</p> <p>第14条 市長は、条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該条</p>
<p>第14条 市長は、条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該条</p>	<p>第14条 市長は、条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該条</p>

改正後	改正前
<p>例方法書についての市長の意見を記載した書類（以下「条例方法審査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第1項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条（第8条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第10条第8号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、前項の規定による川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>4 市長は、条例方法審査書を作成するに当たり、第1種行為者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 市長は、第11条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。 （略） （条例準備書の作成等）</p> <p>第18条 指定開発行為者は、前2条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項（第2種行為者にあつては第2号及び第3号を、第3種行為者にあつては第2号、第3号及び第7号を除く。）について記載した条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）第10条各号に掲げる事項（環境配慮計画策定者以外の者にあつては、同条第5号及び第6号を除く。）。ただし、条例方法審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による</p>	<p>例方法書についての市長の意見を記載した書類（以下「条例方法審査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第1項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、条例方法審査書を作成するに当たり、第1種行為者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 市長は、第11条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。 （条例準備書の作成等）</p> <p>第18条 指定開発行為者は、前2条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項（第2種行為者にあつては第2号及び第3号を、第3種行為者にあつては第2号、第3号及び第7号を除く。）について記載した条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）及びこれを要約した書類を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）第10条各号に掲げる事項。ただし、条例方法審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p>

改正後	改正前
<p>届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 第13条第1項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解</p> <p>(3) 条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解</p> <p>(4) 環境影響評価の結果（当該結果に至った検討の経過を含む。）</p> <p>(5) 環境配慮項目に関する事項</p> <p>(6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(7) 事後調査の実施計画に関する事項。ただし、第2種行為者にあつては、技術指針により事後調査を行うこととされる場合に限る。</p> <p>(8) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による条例準備書等の提出は、第2種行為者及び第3種行為者にあつては、第9条第1項の規定による届出とともに行わなければならない。</p> <p>（条例準備書の公告及び縦覧等）</p> <p>第19条 市長は、条例準備書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表するものとする。</u></p> <p>（条例準備書の説明会の開催等）</p> <p>第20条 指定開発行為者は、前条の縦覧期間内に、当該指定開発行為が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域（以下「条例準備書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者（以下「条例準備書関係住民」という。）に対し、説明会の開催により、<u>条例準備書の記載事項を周知しなければならない。</u>この場合において、当該指定開発行為者は、あらかじめ、規則で定める事項について市</p>	<p>(2) 第13条第1項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解</p> <p>(3) 条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解</p> <p>(4) 環境影響評価の結果（当該結果に至った検討の経過を含む。）</p> <p>(5) 環境配慮項目に関する事項</p> <p>(6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(7) 事後調査の実施計画に関する事項。ただし、第2種行為者にあつては、技術指針により事後調査を行うこととされる場合に限る。</p> <p>(8) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による条例準備書等の提出は、第2種行為者及び第3種行為者にあつては、第9条第1項の規定による届出とともに行わなければならない。</p> <p>（条例準備書の公告及び縦覧）</p> <p>第19条 市長は、条例準備書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該条例準備書の写しを当該公告の日から起算して45日間縦覧に供するものとする。</u></p> <p>（条例準備書の説明会の開催等）</p> <p>第20条 指定開発行為者は、前条の縦覧期間内に、当該指定開発行為が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域（以下「条例準備書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者（以下「条例準備書関係住民」という。）に対し、説明会の開催、<u>条例準備書の概要を記載した書類の提供その他適切な方法により、条例準備書の記載事項を周知させるための措置を講じなければならない。</u>この場</p>

改正後	改正前
<p>長に届け出なければならない。</p>	<p>合において、当該指定開発行為者は、あらかじめ、<u>周知のための方法その他</u>の規則で定める事項について市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 指定開発行為者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(条例見解書の提出等)</p>	<p>2 指定開発行為者は、前項の規定により説明会の開催等を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(条例見解書の提出等)</p>
<p>第22条 指定開発行為者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、<u>同条第1項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解を記載した書類</u>（以下「条例見解書」という。）<u>及びその電磁的記録</u>を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第22条 指定開発行為者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、<u>前条第1項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解を記載した書類</u>（以下「条例見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 市長は、条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告し、当該公告の日から起算して15日間、当該条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例見解書をインターネットの利用により公表するものとする。</u></p> <p>(条例公聴会の開催)</p>	<p>2 市長は、条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該条例見解書の写しを当該公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。</u></p> <p>(条例公聴会の開催)</p>
<p>第23条 第1種行為又は第2種行為に係る条例準備書関係住民は、市長に対し、前条第2項の縦覧期間内に、条例準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」という。）<u>において意見を述べたい旨を申し出ることができる。</u></p>	<p>第23条 第1種行為又は第2種行為に係る条例準備書関係住民<u>及び指定開発行為者は</u>、市長に対し、前条第2項の縦覧期間内に、条例準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」という。）<u>の開催を申し出ることができる。</u></p>
<p>2 市長は、前項の規定による申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催するものとする。</p>
<p>3 <u>第1項の第1種行為又は第2種行為に係る指定開発行為者は</u>、市長の求めに応じ、条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。</p>	<p>3 <u>第1項の指定開発行為者は</u>、市長の求めに応じ、条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。</p>
<p>4 市長は、条例公聴会の終了後、当該条例公聴会の記録を作成するものとする。</p>	<p>4 市長は、条例公聴会の終了後、当該条例公聴会の記録を作成するものとする。</p>
<p>5 前各項に定めるもののほか、条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(略)</p> <p>(条例評価書の作成等)</p>	<p>(略)</p> <p>(条例評価書の作成等)</p>

改正後	改正前
<p>第26条 第1種行為者及び第2種行為者は、条例審査書の送付を受けたときは、当該条例審査書の内容に基づき条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）<u>及びその電磁的記録</u>を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第18条第1項各号に掲げる事項。ただし、条例審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解</p> <p>(3) その他規則で定める事項 (条例評価書の公告及び縦覧等)</p>	<p>第26条 第1種行為者及び第2種行為者は、条例審査書の送付を受けたときは、当該条例審査書の内容に基づき条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第18条第1項各号に掲げる事項。ただし、条例審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解</p> <p>(3) その他規則で定める事項 (条例評価書の公告及び縦覧)</p>
<p>第27条 市長は、条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例評価書をインターネットの利用により公表するものとする。</u></p> <p>(条例方法書等の変更)</p>	<p>第27条 市長は、条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該条例評価書の写しを当該公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。</u></p> <p>(条例方法書等の変更)</p>
<p>第28条 指定開発行為者は、第9条第1項の規定による届出後、指定開発行為が完了するまでの間に、条例方法書、条例準備書又は条例評価書に記載された事項について変更（条例方法審査書若しくは条例審査書に基づく内容の変更又は条例評価書に記載された事後調査の実施計画（以下「事後調査実施計画」という。）のみに係る変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更事項等について市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を行った指定開発行為者は、変更後の事業が該当する指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を再度行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めると</p>	<p>第28条 指定開発行為者は、第9条第1項の規定による届出後、指定開発行為が完了するまでの間に、条例方法書、条例準備書又は条例評価書に記載された事項について変更（条例方法審査書若しくは条例審査書に基づく内容の変更又は条例評価書に記載された事後調査の実施計画（以下「事後調査実施計画」という。）のみに係る変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更事項等について市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を行った指定開発行為者は、変更後の事業が該当する指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を再度行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めると</p>

改正後	改正前
<p>きは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。</p>	<p>きは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。</p>
<p>3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、<u>川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</u></p>	
<p>4 変更前に第1種行為であったものが変更により第2種行為又は第3種行為となった場合で、指定開発行為者が条例方法書に係る手続の続行又は既に送付を受けた条例方法審査書に基づく環境影響評価項目等の選定を申し出たときは、第17条の規定は適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>(指定開発行為に係る事後調査の実施等)</p>	<p>3 変更前に第1種行為であったものが変更により第2種行為又は第3種行為となった場合で、指定開発行為者が条例方法書に係る手続の続行又は既に送付を受けた条例方法審査書に基づく環境影響評価項目等の選定を申し出たときは、第17条の規定は適用しない。</p> <p>(指定開発行為に係る事後調査の実施等)</p>
<p>第34条 第1種行為者及び第2種行為者（第1種行為者若しくは第2種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこれらの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「事後調査実施者」という。）は、事後調査実施計画に基づき事後調査を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）<u>及びその電磁的記録</u>を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第34条 第1種行為者及び第2種行為者（第1種行為者若しくは第2種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこれらの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「事後調査実施者」という。）は、事後調査実施計画に基づき事後調査を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 市長は、環境の保全の見地から必要と認めるときは、条例審査書に記載することにより、第3種行為者（第3種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、事後調査の実施及び事後調査報告書の提出を求めることができる。この場合において、当該第3種行為者が行った事後調査については、次条から第38条までの規定は、適用しない。</p> <p>(事後調査報告書の公告及び縦覧等)</p>	<p>2 市長は、環境の保全の見地から必要と認めるときは、条例審査書に記載することにより、第3種行為者（第3種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、事後調査の実施及び事後調査報告書の提出を求めることができる。この場合において、当該第3種行為者が行った事後調査については、次条から第38条までの規定は、適用しない。</p> <p>(事後調査報告書の公告及び縦覧)</p>
<p>第35条 市長は、事後調査報告書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該事後調査報告書の写しを縦覧に供するとともに、当該事後調査報告書をインターネットの利用により公表するものとする。</u></p>	<p>第35条 市長は、事後調査報告書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該事後調査報告書の写しを当該公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(環境の保全上必要な措置の勧告等)</p> <p>第38条 市長は、前条の規定により実態を調査し、又は事後調査実施者から資料の提出及び報告を受け、その指定開発行為の実施に係る環境影響が条例評価書の内容と明らかに異なっている状況にあると認める場合で、その状況が当該事後調査実施者の責めに帰すべきものと認めたときは、当該事後調査実施者に対し、環境の保全の見地から必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該状況について規制する権限を有する者に通知する等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(環境の保全上必要な措置の勧告等)</p> <p>第38条 市長は、前条の規定により実態を調査し、又は事後調査実施者から資料の提出及び報告を受け、その指定開発行為の実施に係る環境影響が条例評価書の内容と明らかに異なっている状況にあると認める場合で、その状況が当該事後調査実施者の責めに帰すべきものと認めたときは、当該事後調査実施者に対し、環境の保全の見地から必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該状況について規制する権限を有する者に通知する等の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による勧告をし、及び措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>3 市長は、<u>第1項</u>の規定による勧告を受けた事後調査実施者が、当該勧告に従わないときは、当該事後調査実施者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>	<p>2 市長は、<u>前項</u>の規定による勧告を受けた事後調査実施者が、当該勧告に従わないときは、当該事後調査実施者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>
<p>4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前項の事後調査実施者に意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	<p>3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前項の事後調査実施者に意見を述べる機会を与えるものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>(準備書についての意見の概要等の公告及び縦覧等)</p> <p>第43条 市長は、法第19条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、<u>当該公告の日から起算して30日間、当該書類の写しを縦覧に供するとともに、当該書類をインターネットの利用により公表するものとする。</u></p>	<p>(準備書についての意見の概要等の公告及び縦覧)</p> <p>第43条 市長は、法第19条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、その旨その他規則で定める事項を公告するとともに、<u>当該書類の写しを当該公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。</u></p>
<p>(略)</p> <p>(法対象条例方法書の作成等)</p> <p>第48条 法対象事業者は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項<u>(環境配</u></p>	<p>(法対象条例方法書の作成等)</p> <p>第48条 法対象事業者は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項について</p>

改正後	改正前
<p>慮計画策定者以外の者にあつては、<u>第5号及び第6号を除く。</u>)について記載した法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)及びその電磁的記録を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称及び種類</p> <p>(3) 法対象事業を実施する区域</p> <p>(4) 法対象事業の目的及び内容</p> <p>(5) <u>第8条第6号に掲げる事項</u></p> <p>(6) <u>環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解</u></p> <p>(7) 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性</p> <p>(8) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法</p> <p>(9) その他規則で定める事項 (法対象条例方法書の公告及び縦覧等)</p> <p>第49条 市長は、法対象条例方法書の提出があつたときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該法対象条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例方法書をインターネットの利用により公表するものとする。</u>この場合において、市長は、法第7条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。 (法対象条例方法書の説明会の開催等)</p> <p>第50条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、法対象条例方法書の周知を図る必要があると認められる地域(以下「法対象条例方法書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、<u>説明会の開催により、法対象条例方法書の記載事項を周知しなければならない。</u>この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。</p>	<p>記載した法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称及び種類</p> <p>(3) 法対象事業を実施する区域</p> <p>(4) 法対象事業の目的及び内容</p> <p>(5) 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性</p> <p>(6) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法</p> <p>(7) その他規則で定める事項 (法対象条例方法書の公告及び縦覧)</p> <p>第49条 市長は、法対象条例方法書の提出があつたときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該法対象条例方法書の写しを当該公告の日から起算して45日間縦覧に供するものとする。</u>この場合において、市長は、法第7条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。 (法対象条例方法書の周知等)</p> <p>第50条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、法対象条例方法書の周知を図る必要があると認められる地域(以下「法対象条例方法書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、<u>その内容について周知を図らなければならない。</u>この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、<u>周知のための方法その他の規則で定める事項</u>について市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、<u>その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(法対象条例方法審査書の作成等)</p> <p>第52条 市長は、法対象条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該法対象条例方法書についての市長の意見を記載した書類（以下「法対象条例方法審査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、法対象条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第1項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第48条第8号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、同項の規定による川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>4 市長は、法対象条例方法審査書を作成するに当たり、法対象事業者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 市長は、第49条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、法対象条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(法対象条例準備書の作成等)</p> <p>第55条 法対象事業者は、前条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下この条及び次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、<u>当該要約書及びその</u></p>	<p>(法対象条例方法審査書の作成等)</p> <p>第52条 市長は、法対象条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該法対象条例方法書についての市長の意見を記載した書類（以下「法対象条例方法審査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、法対象条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第1項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、法対象条例方法審査書を作成するに当たり、法対象事業者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 市長は、第49条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、法対象条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(法対象条例準備書の作成等)</p> <p>第55条 法対象事業者は、前条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）及びこれを要約した書類を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、<u>当該要約した書類</u>の作成を省略することができる。</p>

改正後	改正前
<p>電磁的記録の作成を省略することができる。</p> <p>(1) 第48条各号に掲げる事項(環境配慮計画策定者以外の者にあつては、<u>同条第5号及び第6号を除く。</u>)。ただし、法対象条例方法審査書に基づく変更又は第47条第2項、第65条第1項若しくは第67条第1項の規定による届出があつた場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 第51条第1項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(3) 法対象条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(4) 環境影響評価の結果(当該結果に至った検討の経過を含む。)</p> <p>(5) 環境配慮項目に関する事項</p> <p>(6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(7) 事後調査の実施計画に関する事項</p> <p>(8) その他規則で定める事項 (法対象条例準備書の公告及び縦覧等)</p> <p>第56条 市長は、法対象条例準備書の提出があつたときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、<u>当該公告の日から起算して45日間、当該法対象条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表するものとする。</u>この場合において、市長は、法第16条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。</p> <p>(法対象条例準備書の説明会の開催等)</p> <p>第57条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、当該法対象事業が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域(以下「法対象条例準備書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則</p>	<p>(1) 第48条各号に掲げる事項。ただし、法対象条例方法審査書に基づく変更又は第47条第2項、第65条第1項若しくは第67条第1項の規定による届出があつた場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 第51条第1項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(3) 法対象条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(4) 環境影響評価の結果(当該結果に至った検討の経過を含む。)</p> <p>(5) 環境配慮項目に関する事項</p> <p>(6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(7) 事後調査の実施計画に関する事項</p> <p>(8) その他規則で定める事項 (法対象条例準備書の公告及び縦覧)</p> <p>第56条 市長は、法対象条例準備書の提出があつたときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該法対象条例準備書の写しを当該公告の日から起算して45日間縦覧に供するものとする。</u>この場合において、市長は、法第16条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。</p> <p>(法対象条例準備書の説明会の開催等)</p> <p>第57条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、当該法対象事業が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域(以下「法対象条例準備書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則</p>

改正後	改正前
<p>で定める者（以下「法対象条例準備書関係住民」という。）に対し、説明会の開催により、<u>法対象条例準備書の記載事項を周知</u>しなければならない。この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。</p>	<p>で定める者（以下「法対象条例準備書関係住民」という。）に対し、説明会の開催、<u>法対象条例準備書の概要を記載した書類の提供</u>その他適切な方法により、<u>法対象条例準備書の記載事項を周知させるための措置を講じ</u>なければならない。この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、<u>周知のための方法</u>その他の規則で定める事項について市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。 (略) (法対象条例見解書の提出等)</p>	<p>2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催等を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。 (法対象条例見解書の提出等)</p>
<p>第59条 法対象事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、<u>同条第1項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類</u>（以下「法対象条例見解書」という。）<u>及びその電磁的記録</u>を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、法対象条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該法対象条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例見解書をインターネットの利用により公表するものとする。</u> (法対象条例公聴会の開催)</p>	<p>第59条 法対象事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、<u>前条第1項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類</u>（以下「法対象条例見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、法対象条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該法対象条例見解書の写しを当該公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。</u> (法対象条例公聴会の開催)</p>
<p>第60条 法対象条例準備書関係住民は、市長に対し、前条第2項の縦覧期間内に、法対象条例準備書等に関する公聴会（以下「法対象条例公聴会」という。）<u>において意見を述べたい旨を申し出ることができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による申出があった場合で、必要があると認めるときは、法対象条例公聴会を開催するものとする。この場合において、市長は、法対象公聴会と併せて行うよう努めるものとする。</p> <p>3 法対象事業者は、市長の求めに応じ、法対象条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。</p> <p>4 市長は、法対象条例公聴会の終了後、当該法対象条例公聴会の記録を作</p>	<p>第60条 法対象条例準備書関係住民<u>及び法対象事業者</u>は、市長に対し、前条第2項の縦覧期間内に、法対象条例準備書等に関する公聴会（以下「法対象条例公聴会」という。）<u>の開催を申し出ることができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による申出があった場合で必要があると認めるときは、法対象条例公聴会を開催するものとする。この場合において、市長は、法対象公聴会と併せて行うよう努めるものとする。</p> <p>3 法対象事業者は、市長の求めに応じ、法対象条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。</p> <p>4 市長は、法対象条例公聴会の終了後、当該法対象条例公聴会の記録を作</p>

改正後	改正前
<p>成するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、法対象条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(略)</p> <p>(法対象条例評価書の作成等)</p> <p>第63条 法対象事業者は、法対象条例審査書の送付を受けたときは、当該法対象条例審査書の内容に基づき法対象条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価書（以下「法対象条例評価書」という。）<u>及びその電磁的記録</u>を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第55条各号に掲げる事項。ただし、法対象条例審査書に基づく変更又は第47条第2項、第65条第1項若しくは第67条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 法対象条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>(法対象条例評価書の公告及び縦覧等)</p> <p>第64条 市長は、法対象条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該法対象条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例評価書をインターネットの利用により公表するものとする。</u></p> <p>(法対象条例方法書等の変更)</p> <p>第65条 法対象事業者は、第47条第1項の規定による届出後、法対象事業が完了するまでの間に、法対象条例方法書、法対象条例準備書又は法対象条例評価書に記載された事項について変更（法対象条例方法審査書若しくは法対象条例審査書に基づく内容の変更又は法対象条例評価書に記載された事後調査の実施計画（以下「法対象事後調査実施計画」という。）のみに係る変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、</p>	<p>成するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、法対象条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(法対象条例評価書の作成等)</p> <p>第63条 法対象事業者は、法対象条例審査書の送付を受けたときは、当該法対象条例審査書の内容に基づき法対象条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価書（以下「法対象条例評価書」という。）を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第55条各号に掲げる事項。ただし、法対象条例審査書に基づく変更又は第47条第2項、第65条第1項若しくは第67条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 法対象条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>(法対象条例評価書の公告及び縦覧)</p> <p>第64条 市長は、法対象条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を<u>公告するとともに、当該法対象条例評価書の写しを当該公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。</u></p> <p>(法対象条例方法書等の変更)</p> <p>第65条 法対象事業者は、第47条第1項の規定による届出後、法対象事業が完了するまでの間に、法対象条例方法書、法対象条例準備書又は法対象条例評価書に記載された事項について変更（法対象条例方法審査書若しくは法対象条例審査書に基づく内容の変更又は法対象条例評価書に記載された事後調査の実施計画（以下「法対象事後調査実施計画」という。）のみに係る変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、</p>

改正後	改正前
<p>その変更事項等について市長に届け出なければならない。ただし、法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する変更後の事業が法対象事業に該当するときはこの条例に基づく法対象事業に係る手続を再度行うものとし、当該事業（法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知した事業を含む。）が指定開発行為に該当するときは指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めるときは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、川</p>	<p>その変更事項等について市長に届け出なければならない。ただし、法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する変更後の事業が法対象事業に該当するときはこの条例に基づく法対象事業に係る手続を再度行うものとし、当該事業（法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知した事業を含む。）が指定開発行為に該当するときは指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めるときは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。</p>
<p><u>崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（法対象事業に係る事後調査の実施等）</p> <p>第71条 法対象事業者（法対象事業者であった者で法対象事業を完了したものの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「法対象事後調査実施者」という。）は、法対象事後調査実施計画に基づく事後調査並びに法第21条第2項の評価書に記載された法第14条第1項第7号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして法第38条の2第1項に規定する環境省令で定めるものに限る。）及び同号ハに掲げる措置を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「法対象事後調査報告書」という。）並びにその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第35条から第39条までの規定は、法対象事業に係る事後調査について準用する。この場合において、「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、「条例評価書」とあるのは「法対象条例評価書又は法第</p>	<p>（法対象事業に係る事後調査の実施等）</p> <p>第71条 法対象事業者（法対象事業者であった者で法対象事業を完了したものの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「法対象事後調査実施者」という。）は、法対象事後調査実施計画に基づく事後調査及び法第21条第2項の評価書に記載された法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための措置を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「法対象事後調査報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第35条から第39条までの規定は、法対象事業に係る事後調査について準用する。この場合において、「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、「条例評価書」とあるのは「法対象条例評価書又は法第</p>

改正後	改正前
<p>21条第2項の評価書」と、「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、「事後調査実施計画」とあるのは「法対象事後調査実施計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>21条第2項の評価書」と、「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、「事後調査実施計画」とあるのは「法対象事後調査実施計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(指定開発行為等に該当しない事業に対する指導)</p>	<p>(指定開発行為等に該当しない事業に対する指導)</p>
<p>第72条 市長は、別表に掲げる事業の種類に該当する2以上の事業が、個別には指定開発行為又は法対象事業のいずれにも該当しないと認められるものの、当該事業を実施する区域及び実施時期が近接していること等、それらの事業の実施による複合的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になるおそれがあるものとして規則で定める条件に該当する事業（以下「複合開発事業」という。）を行う事業者に対し、第3種行為に係る手続に準じて、環境影響評価等を行うよう指導することができる。</p>	<p>第72条 市長は、別表に掲げる事業の種類に該当する2以上の事業が、個別には指定開発行為又は法対象事業のいずれにも該当しないと認められるものの、当該事業を実施する区域及び実施時期が近接していること等、それらの事業の実施による複合的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になるおそれがあるものとして規則で定める条件に該当する事業（以下「複合開発事業」という。）を行う事業者に対し、第3種行為に係る手続に準じて、環境影響評価等を行うよう指導することができる。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による指導をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による指導をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p>
<p>(勧告及び事実の公表)</p>	<p>(勧告及び事実の公表)</p>
<p>第73条 市長は、<u>前条第1項</u>の規定による指導に従わない事業者に対し、その理由等について意見を求めるものとする。</p>	<p>第73条 市長は、<u>前条</u>の規定による指導に従わない事業者に対し、その理由等について意見を求めるものとする。</p>
<p>2 市長は、前項の事業者の意見がなかったとき、又はその意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者に対し、前条の規定による指導に従うよう勧告することができる。</p>	<p>2 市長は、前項の事業者の意見がなかったとき、又はその意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者に対し、前条の規定による指導に従うよう勧告することができる。</p>
<p>3 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。</p>	<p>3 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。</p>
<p>(1) 事業者の氏名 (2) 第1項の事業者の意見 (3) その他規則で定める事項 (略)</p>	<p>(1) 事業者の氏名 (2) 第1項の事業者の意見 (3) その他規則で定める事項</p>

改正後	改正前
<p>(関係地方公共団体の長との協議等)</p> <p>第76条 市長は、<u>環境配慮計画書関係地域</u>、条例方法書関係地域（法対象条例方法書関係地域を含む。）又は条例準備書関係地域（法対象条例準備書関係地域を含む。）に他の地方公共団体の区域が含まれる場合その他必要があると認める場合には、関係地方公共団体の長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表（第2条、第72条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 2 埋立て 3 高層建築物の新設 4 住宅団地の新設 5 工場又は事業所の新設 6 電気工作物の新設 7 廃棄物処理施設の新設 8 浄水施設の新設 9 下水道終末処理場の新設 10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の<u>改良</u> 11 道路の新設又は車線の増設 12 防波堤の新設 13 商業施設の新設 14 研究施設の新設 15 前各号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして規則で定める事業 	<p>(関係地方公共団体の長との協議等)</p> <p>第76条 市長は、条例方法書関係地域（法対象条例方法書関係地域を含む。）又は条例準備書関係地域（法対象条例準備書関係地域を含む。）に他の地方公共団体の区域が含まれる場合その他必要があると認める場合には、関係地方公共団体の長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>別表（第2条、第72条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 2 埋立て 3 高層建築物の新設 4 住宅団地の新設 5 工場又は事業所の新設 6 電気工作物の新設 7 廃棄物処理施設の新設 8 浄水施設の新設 9 下水道終末処理場の新設 10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の<u>増設</u> 11 道路の新設又は車線の増設 12 防波堤の新設 13 商業施設の新設 14 研究施設の新設 15 前各号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして規則で定める事業

「今後の環境影響評価制度のあり方について」に対する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

今後の環境影響評価制度のあり方について、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様から御意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	今後の環境影響評価制度のあり方について
意見の募集期間	平成24年1月30日（月）～平成24年2月29日（水）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより2/1号、川崎市ホームページ掲載、紙資料の設置（各区役所、各支所、各出張所、各区図書館、各区図書館分館、各区市民館、かわさき情報プラザ、環境評価室）
結果の公表方法	川崎市ホームページ掲載、紙資料の設置（各区役所、かわさき情報プラザ）

3 意見募集の結果

意見提出数（意見件数）	13通（86件）
内訳）電子メール	5通（17件）
FAX	7通（64件）
郵送	1通（5件）
直接	0通（件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、今後の環境影響評価制度のあり方の趣旨に沿った御意見のほか、質問・要望等の多くの御意見をいただきました。

いただいた御意見につきましては、今後、施策を進めていく上で参考とさせていただき、川崎市にふさわしく、より環境に配慮される効果的な環境影響評価制度の運用を行ってまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、あり方に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が既にあり方に反映されているもの
- C 今後の施策を推進する中で参考とさせていただくもの
- D 制度に対する要望の御意見であり、制度内容等を説明するもの
- E その他

○パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
対象事業種の追加	4	0	2	1	1	0
規模要件の見直し	20	0	9	0	11	0
計画段階における環境影響評価制度	16	0	5	5	6	0
複合開発事業	3	0	0	0	3	0
手続内容の見直し	15	0	5	1	9	0
効果的な制度の確立	13	0	7	0	6	0
制度の運用	6	0	0	3	3	0
その他	9	0	0	0	0	9
合計	86	0	28	10	39	9

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

○対象事業種の追加に関すること

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	対象事業種の見直しについては、鉄道の高架化・地下化が提示されているが、道路建設についても追加すること。	1	今回の鉄道の高架化・地下化については県条例との整合を図り見直しを行うものです。道路の高架化・地下化につきましては、今後の事業種の見直しの中で引き続き検討を行ってまいります。	C
2	鉄道の高架化、地下化等を対象事業に追加したことに賛成する。	2	今回の鉄道の高架化・地下化については県条例との整合を図り対象事業に追加したものです。今後も、周辺環境への影響の回避低減に向けて制度の運用に努めてまいります。	B
3	陸上埋立ての事業において、高盛土の下流側の既存調整池の構造等についての危険性が指摘されたことから、調整池についてもアセスの対象とすべきである。	1	調整池については、河川管理施設として土地区画整理事業等において整備される事例が多く、開発行為の事業種に包含されること、また、新たに大規模な調整池が単独で整備されることは想定されないことから事業種として追加することは考えておりません。また、埋立てに係る区域の面積については、環境影響評価法の省令と同様に、「埋立てが実施されるべき区域」を捉えて設定すべきと考えております。	D

○規模要件の見直しに関すること

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
4	埋立てに樹林地改変面積や盛土法面高さの要件を加えたことに賛成する。	3	今回の見直しはこれまでの実績を踏まえてよりきめ細かく規模要件を設定したものです。今後も、周辺環境への影響の回避低減に向けて制度の運用に努めてまいります。	B
5	規模要件の見直しについて、樹林地の改変面積が提示されているが、年々減少傾向にあることから、事実上樹林地の改変が出来ないように、面積を設定すること。	1	陸上の埋立てに関して、一定の樹林地の改変が伴う事業の種別要件を開発行為と整合させ審議会の関与をもたせたものです。環境影響評価制度は要件の設定により樹林地の改変を完全に規制するものではありません。	D

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
6	埋立ての要件に樹林地の改変面積 4,000 m ² 以上を規定したが、市内にまとまった樹林地はそう多くない。貴重な樹林地を守るために特別緑地保全地区の保全規模である 1,000 m ² 以上とすべきである。	1	陸上埋立てと同様の土地造成、改変を伴う開発行為において、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある種別要件に樹林地改変面積 4,000 m ² 以上の基準を設けていることから整合を図るものです。	D
7	盛土法面高さ 15mを越えるものを埋立ての要件に規定したが、第一種低層住居専用地域の高さ制限にあわせて 12mとすることが望ましい。	1	15mを越える盛土法面は、「川崎市宅地造成に関する工事の技術指針」において、「高盛土」に該当し、造成に当たり排水構造等、安全性に配慮が求められる規模として規定されていることから、新たに種別要件に加えるものです。	D
8	住宅団地についてはマンションによって各戸に住んでいる人の数の実態にばらつきがあり、何を基準にするかは難しいが、今回の改正は大方納得できる。	1	今回の見直しによって、住宅団地の新設に係る事業の実施が周辺環境に及ぼす影響を、よりの確に判別できるものと考えております。	B
9	アセス対象事業を対象住民数から対象面積に変更することは認められない。面積規模が小さな事業でも、一定数の周辺住民の生活に影響が予想される場合はアセスの対象とすべきである。	1	共同住宅の計画人口については住戸の専用床面積から算定しますが、実際に供用時にそのとおりの人口になっているか、将来に渡って不確定なものであり、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響をよりの確に判別するため、建物規模を適切に反映でき、かつ、変動要因が少ない要件を設定することが必要と判断いたしました。	D
10	団地はそこに住む人の人数で居住環境の快適さが大きく左右されますから、従来通り「計画人口」の規定を維持して下さい。	1		
11	計画人口と延べ面積では比較が難しく、緩和になる恐れがあり、両方基準として設けるべきである。	2		
12	1戸あたりの居住人口が減っているという実態調査は人口減と少子化の進行からみてうなずけますが、回帰式からの算定から延べ面積基準に一元化するのが妥当かどうかは疑問が残ります。	1	住宅団地の新設に係る事業については、他都市と比較して、きめ細かい事業まで環境影響評価の対象としており、今回の見直しにあたっては、これまでの案件から計画人口と延べ面積の相関を調べ、従来と同等の規模になるよう設定しており、妥当であると考えております。	D
13	延べ面積の基準を現行案より小さくする必要がある。	2		

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
14	焼却施設については、処理能力によるアセス該当要件を規定することは賛成です。	2	焼却施設については、規模要件を処理能力で規定することにより、環境への影響度合いを的確に反映できるようになるものと考えております。	B
15	廃棄物処理に伴う各種公害の発生を限りなくゼロに押さえ込むためにはこの種の施設に対して小規模であっても対象とするべきです。	1	環境影響評価に係る対象規模の基本的な考え方は、事業の様態等から規模が大きく環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業とされております。なお、対象規模未達の小規模な廃棄物処理施設についても、他法令により、対応がなされております。	D
16	今回の見直しにより、アセス対象事業の規模要件が緩和される恐れがある。このようなことがないよう、対処を望みます。	1	これまでのアセスの実績を基に、より一層の環境配慮を求める観点から、規模要件の追加等を行うものであり、今回の見直しにより、アセス対象事業の規模を緩和するものではないと考えております。	B
17	アセスにかかった方がその場所の環境がよく分かり、周囲の影響はアセスにかからない建物より少ない。なるべく多くの事業がアセスにかかるよう現在の基準を緩めないようにしてほしい。	1		
18	川崎市の環境影響評価条例は小規模なものを対象に入れている点で評価している。	1	本市の環境影響評価制度は、他都市と比較して小規模の事業から対象としてきめ細かい内容となっており、今後も、周辺環境への影響の回避低減に向けて制度の運用に努めてまいります。	B

○ 計画段階における環境影響評価制度に関すること

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
19	計画段階における環境配慮制度の拡充として、説明会の開催、見解書の作成や審議会への諮問などの手続を付加したことは評価できる。	3	計画段階の環境影響評価制度の拡充の内容について周知を図り、今後も周辺環境への影響の回避低減に努めてまいります。	B

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
20	政府関連の法対象事業の方法書手続が事業内容の詳細が市民に知らされないまま実施された。今後、事業計画が実施の方向に進み、市民は生活環境や周辺環境への影響を準備書の段階で初めて知ることになりかねない。大規模事業については、計画段階であっても審議会を関与させ、方法書段階から具体的な環境保全対策等を示すよう事業者に義務付けるべきである。	1	改正環境影響評価法の第3条の7では、計画段階の配慮について関係行政機関等の意見を求める規定が設けられており、今回の見直しにおいて、法対象事業の計画段階の配慮に対しての市長意見の形成に当たっては審議会の関与を求めてまいります。 また、方法書は、予測評価の方法論を示すものであり、この段階でも事前の環境配慮の内容を可能な限り示すよう指導していますが、具体的な環境保全対策等については予測評価結果を踏まえ準備書で明らかになるものです。	D
21	計画段階における環境影響評価制度の拡充については、公共事業や電力事業等だけでなく、民間事業であっても規模が大きく環境影響が著しいものについては、複数案の設定や環境配慮計画書の提出などを義務付けること。さらなる実施の要件を増やすべきである。	5	民間事業については、企業の事業活動の観点を考慮すると早期の段階から複数案を公開し、予測評価の実施などを義務付けることは現実的に課題があることから、今回の見直しについては自主的な実施ができる制度としたいと考えております。 今後、実績を重ねながら引き続き検討してまいります。	C
22	方法書手続を簡略化することができる仕組みを導入するとあるが、市長から審議会への諮問、答申を省略するなど断じて認められない。市民全体の利益を守る姿勢に立って責任を果たすよう求める。	2	方法書手続を簡略化する仕組みについては、事業者が計画段階で方法書に関する事項も含めた図書を作成し、調査及び予測、評価手法に関する審議を行うなど、一定の条件を満たした場合に限定して、方法書段階での審議会審議を省略するもので、その是非については、案件毎に審議会の意見に基づき判断することから、審査の要件が変わるものとは考えておりません。	D
23	SEA*の手続で、民間事業者には自主的としながら、「一定の要件を満たせば方法書手続を省略できる」というのは問題である。方法書段階での住民の意見書を審議する場が保障されない。住民の意見書を審議する場は増やすべきで、SEA*+方法書という重層的な審議が必要である。	3		

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
24	複数案の絞込みには、住民意見の反映が実現できる制度として欲しい。	1	複数案の絞込みあたっては、環境配慮に関する市民意見等を踏まえ、方法書段階で分かりやすく経緯等を示すこととなりますが、その決定は事業者が行うものと考えております。	B
25	SEA*については、地域の環境に配慮したガイドラインに基づく対応が必要になる。	1	今後の計画段階の制度の運用については、現行の環境配慮計画書制度の拡充する方針に沿って川崎市環境影響等技術指針の中で具体的に示していくこととなります。	B

※SEA：戦略的環境アセスメント（Strategic Environment Assessment）事業に先立つ上位計画や政策などの意思決定に対して行われる環境アセスメントの意味

○複合開発事業に関すること

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
26	複合開発事業については、これまでも施行規則改正を行い対応を図ってきており、それなりに評価できるが対処療法であり、根本的な解決に至っていない。もっと事業者には厳しい規定にする必要がある。	1	複合開発事業への基準を強化することによる対応については、「個々のケースのすべてに対応することは不可能である。」等との専門部会での審議経過もあるため、見直し内容に示したとおり、現行の要件を整理すること等により対応を図ってまいります。	D
27	アセス逃れは、その解決が迫られたまま現在進行中の事案なのです。「現行基準の変更は行わない」との結論の再検討を強く求めます。	1		
28	複合開発事業における今回の見直しは、審議会の関与などは前進と思いますが、改善の余地があります。知恵を絞って、工夫して欲しいです。	1		

○手続内容の見直しに関すること

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
29	事業者の示した見解の内容が、意見書を提出した市民の意見に沿った見解ではない場合は、その見解に対して「差し戻し」を申し入れることが出来る手順を追加する。	1	アセスに係る法及び条例は手続を定めたものであり、事業者は市民等からいただいた意見に対し、その見解を示す必要がございますが、差し戻し等の手順を追加することは法令本来の趣旨にそぐわないと考えております。	D

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
30	審議会は市民の不安や疑問について、専門的知識を駆使して事業者の説明を求め、事業内容の変更や中止を勧告すべきである。	1	審議会の役割として事業計画に対して専門的見地から環境配慮について意見を求めることが挙げられます。当審議会の審議では事業者に出席を求め、事業計画に関する説明を受けて審議を行っております。	D
31	公聴会の開催申出を受けずに実施することに賛成する。	5	公聴会の開催の申出をなくし、公聴会における公述の申出だけにすることで、簡略化を図り、市民の皆様に分かりやすい内容となるようにいたしました。	B
32	公聴会の開催申出を省略しても、見解書縦覧期間は短縮しないで欲しい。	6	従来の関係地域における区役所等の図書縦覧に加え、ホームページ上においても図書の電子縦覧を併せて行うことで、閲覧できる機会を確保したいと考えております。	D
33	公聴会の公述の申出の締切を見解書縦覧終了後、一定期間の余裕を持たせること。	1	今回の見直しにおいて、公述申出の締切は、15日間の縦覧期間の終了時にあわせ、分かりやすくしております。また、申出をされた方が、公述内容を考慮できるよう、公述申出の締切から公聴会開催まで一定期間を設けるよう運用をしております。	C
34	事後調査について、これを実施しない事業者に対し、住民が勧告できるようにすること。	1	これまでに事業者が、条例準備書等において事後調査計画を表した事業で、実施しなかった事例はございません。また、今後につきましても事後調査が確実に行われるよう指導・助言を行ってまいります。	D

○効果的な制度の確立に関すること

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
35	アセス図書の電子縦覧条例化を待ち望んでいました。	1	今回の見直しにおいて、アセス図書の電子縦覧を条例化し、市民の皆様の閲覧機会を増やしたいと考えております。	B

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
36	公聴会や審議会について既存の市議会と同じ方式でテレビ中継して欲しい。さらにインターネット中継されるとなおよい。	1	現在、審議会等の運営にあたり、会議は公開とし、希望される方には傍聴していただいております。また、会議録については会議開催の日から1ヶ月を目安に公文書館、情報プラザにて閲覧に供しているほか、インターネット上でも公開しております。	D
37	環境影響評価図書の貸出制度の拡充を図るとともに、縦覧が終了したものについて市民が身近に活用できるよう便宜を図ること。図書データに著作権があるなんて理解できません。	1	図書の貸出については縦覧終了後の図書も含め、原則1週間の貸出とさせていただきます。また、縦覧中の図書については、現在要綱に基づき当市のホームページ上にて、電子縦覧を実施しております。 図書やデータについては、現行法令上、著作権が及ぶことからそれに留意し、電子縦覧を条例で義務付けることを盛り込んでおります。	B
38	条例第1種行為の方法書段階でも事業者の説明会をぜひ入れて欲しいです。	1	条例第1種行為では義務化ではありませんが、方法書の周知方法の1つとして説明会の開催を選択することができることになっております。	D
39	市民本位の説明会、公聴会を開催すること。また、開催の公示を様々なメディアで周知徹底し、多数の市民参加を図る広報努力が必要である。	1	説明会は事業者が開催し、準備書の予測評価の内容についての周知するものであり、その開催については事業者が周知を図り、それに加え市もホームページでお知らせしております。 公聴会は準備書に対する市民意見の概要及び事業者の見解を記載した見解書の縦覧後、市長が必要と認めるときに開催するものであり、市民等の公述に対し事業者の見解を述べる機会を設けております。 その開催については市で公告するとともに、ホームページでお知らせし、報道機関にも情報提供するなど、周知を図っております。	D
40	条例準備書の説明会を改めて条例で義務化することには賛成します。	2	条例準備書の説明会を条例で義務化することにより、さらに、条例準備書の内容の周知が図られると考えております。	B

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
4 1	条例準備書要約書縦覧を条例で規定することは、改善点だと思う。	1	条例準備書要約書については、運用で行っているものを条例化することにより、制度のさらなる充実が図られると考えております。	B
4 2	条例準備書要約書の条例化は前進であるが、準備書本体の縦覧も従来通りとし、制度の後退がないようにすること。	2	従来から縦覧に供している条例準備書本体に加え、要約書についても同様に縦覧を義務化することにより、より制度の充実が図られるものと考えております。	B
4 3	条例準備書及び要約書についてさらなる縦覧期間の拡大を望みます。	1	条例準備書及び要約書の縦覧期間（45日間）は、法の規定（1ヵ月間）よりも長く確保しております。	D
4 4	方法書、準備書等の審議の段階で、環境影響評価審議会において、直接、環境の影響を受ける住民の意見を聞く場を設定していただきたい。	2	方法書、準備書の縦覧中に、提出された意見や公聴会の公述内容については、審議会の中で、審議のための資料として提出され、これらの意見等を踏まえた審議が行われております。	D

○制度の運用に関すること

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
4 5	臨海部に立地する大規模建設事業におけるアセス上の地震時の防災対策について検討する必要がある、また、市の防災対策との整合性についても検証することが求められる。	1	現行の予測評価項目において、「安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）」があり、また、環境配慮項目として、「地震時等の災害」を設けて、地震の災害時に関する配慮等を盛り込んでいるところですが、今後の技術指針の改訂の際には、東日本大震災を踏まえた、新たな視点として内容の充実について検討していきたいと考えております。	C
4 6	関係地域について、川崎市は一部の例外を除いて、騒音、振動などごく限られた狭い範囲の環境影響から 100メートルが習慣になっているように見受けられます。特に景観の遠景について重要視するべきであり、もっと広い範囲を関係地域にすべきと考えます。	1	関係地域については、川崎市環境影響評価等技術指針において、定量的な予測ができる予測項目を中心に範囲を設定しております。	D

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
47	環境影響評価項目のそれぞれに、他建築との複合的な影響評価を追加してください。	1	複合的な影響を予測できる項目については、計画地周辺の建築物等の複合的な影響を評価しており、今後も同様に複合的な環境評価を行えるよう指導してまいります。	C
48	環境配慮項目の選定を積極的に進めるよう義務付けるとともに、項目のそれぞれに他建築との複合的な見地を追加してください。	1	環境配慮項目については、環境影響評価の手法が確立されていないので、他事業との複合的な見地を追加することは現実的に困難であると考えております。	D
49	評価地点は従来の地点の設定に加え、近隣の住居内、住居敷地内にも設定するように改善を求めます。	1	計画地周辺の状況については、大気汚染物質、騒音・振動の等濃度線図や距離減衰図等を用いて環境影響を示しております。	D
50	開発行為などによる周辺住民への影響は、事業者の自主規制に委ねられ、最近の自然環境の変化に即した「開発許可基準」になっていない。これに合わせて現行の環境影響評価基準もあまり役に立たない状況であり、降雨量の激増や頻発する地震等などに対する有効な環境影響評価基準の策定を臨む。	1	環境影響評価は、関係法令による基準等が目標の一つとなることから、関係部署と連携して環境影響の回避低減に努めてまいります。	C

○その他

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
51	審議会委員の任期を1期のみとし、会長を含め委員の再任は認めないこと。任期を重ねれば行政や事業者とのなれ合いが起きかねない。	1	審議会委員は、環境影響に関する専門的な知識及びアセス制度を熟知していることが求められます。そのため、任期を重ねることもございますが、長期間にならないよう、一定の目安を設け、委員の交替を行っております。	E
52	事業計画については方法書と準備書段階で、必ず審議会が対象事業の現地調査を行うこと。 近隣、住居や住宅敷地内からの視察も取り入れて欲しい。	1	指定開発行為において、方法書又は準備書段階で対象事業計画地における現地視察（審議会）を行っております。 また、周辺環境の状況も踏まえ、現地を視察しております。	E

	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
53	審議会は「会議が全て」が原則である。必ず全員が発言し、議事録を市民に開示すること。	1	審議会委員は学識経験者委員及び市民委員から構成されています。学識経験者委員については、それぞれの専門分野からの意見、市民委員については、それぞれの立場からの意見を審議会で御発言いただいております。 議事録については、審議会終了後1ヶ月程度で市のホームページ上にて公開しております。	E
54	市は事業者から得ている事業情報を全て審議会に告知すること。	1	アセス図書の作成において、事業者に対し事業計画を的確に反映するよう指導しており、その図書が審議会資料として使われることから、アセス手続き上、得られた情報が審議会に提出されております。	E
55	主な見直し内容だけでなく、見直し事項全て公表した上でパブリックコメントを行って欲しい。	1	今回のパブリックコメントは、答申ではなく、行政案に対して御意見を伺う趣旨で行っており、より多くの方から御意見をいただけるように、資料はできるだけ簡潔にまとめる配慮をしております。	E
56	答申は、縦覧場所及びネット上のパブリックコメント募集に掲載して欲しい。	1	また、答申は、環境影響評価制度のトップページに掲載させていただきましたが、資料の取扱いにつきましては、今後の参考とさせていただきます。	
57	本件に係るパブリックコメントについての市民説明会を開催して欲しい。	2	パブリックコメント手続きに係る説明会の開催については、今後の参考とさせていただきます。	E
58	商業・物流施設について、予測を超えた交通量の発生により臨海部の大気汚染が深刻化しており、自動車公害を改善するため、計画段階からの対策が必要となっている。	1	臨海部における交通量の発生による大気汚染等の自動車公害については、本市の道路交通施策等に関わる内容であることから、関係部署と連携して環境影響の回避低減に向けた配慮がなされるよう、事業者に対し、指導してまいります。	E

6 問合せ先

今後の環境影響評価制度のあり方について

川崎市環境局環境評価室

電話：044-200-2156

FAX：044-200-3923